

平成28年度 事業計画

1 基本理念

誰もが安心して暮らせるまちづくり

2 基本方針

近年、府中市をはじめ、県内の中山間地を多く抱える地域では、空き家や耕作放棄地の増加や過疎化の進行など、生活基盤の再構築が共通課題となっている。こうした社会背景のなかで、人のつながりの希薄化や雇用不安、一人暮らし高齢者や障害者、認知症のある人の増加に伴い、孤立や孤独、生活に困窮するなどの生活課題やニーズがより深刻化、複合化している。

こうしたことから、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう介護予防や生活支援などを一体的、継続的に提供する地域包括ケアシ体制の推進や、生活に困窮する人の多様で複合的な課題に対応する生活困窮者自立支援制度など福祉制度の改正や創設が進められている。

福祉制度の改革が進むなかで、社協は、何等かの援助が必要な人たちの生活課題や地域課題を解決していくために、住民組織や関係機関・団体と協働しながら地域福祉を推進していく必要がある。

そのため、平成28年度は、新たな地域支援事業体制づくりへの対応、生活困難者自立支援事業への対応、社会福祉法の改正への適切な対応に取り組むとともに、ふれあいいきいきサロン事業、ささえあいネット事業、介護事業などの在宅福祉サービス事業を通して、住民の交流の場づくり、支え合いのしくみづくりなどの地域福祉の基盤づくりに努める。

事業の推進にあたっては、住民ニーズを把握し、活動の核である個別支援、地域支援についてネットワークや総合力を生かしながら、安心して健やかに暮らせるよう地域づくり、まちづくりに取り組みこととする。

あわせて、事業推進の基盤となる事務局組織体制や業務財政構造の改善、職員の資質向上を図る。

3 重点目標

<法人の経営に関する事業の推進>

地域福祉事業の推進の基盤とするため、健全な財政基盤の確立と人材の育成に努めるとともに、改正社会福祉法へ適切に対応する。

<地域福祉活動の推進>

地区社協活動や小地域でのふれあいサロン事業を通じて、安心して暮らせる地域づくりや、心や身体の健康増進を図り、日常的な生活支援の提供や高齢者を支える地域の支え合い体制づくりなど、住民主体の地域福祉活動を推進する。

また、福祉やボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、ボランティアの育成、活動の充実を図る。

<生活支援事業の推進>

孤立や生活困窮などの社会的課題が顕在化する中で、生活のしづらさに直面している人たちが地域で安心して生活を継続できるよう支援するため、生活困難者の自立支援、相談センターの運営、権利擁護事業の推進、資金の貸付事業等を関係機関・団体と連携して行う。

<在宅福祉サービス事業の推進>

地域包括ケア体制の基盤を担い、在宅生活の維持、継続を支援するため、適切なサービスの提供に努めるとともに、介護保険制度改革に対応した経営の安定と効率的運営、安心・安全なサービス提供体制の質的な向上を図る。また、障害者総合支援法に基づいて生活介護に努める。

<児童福祉事業の推進>

府中市こどもの国、あさひ児童館の運営を通じ、子どもの成長に応じた児童健全育成のための事業を展開する。また、子どもたちが自主性と創造性を育むとともに親子の交流拠点や市民の憩いの場・ふれあう環境づくりを行う。

4 事業実施計画

組織運営事業

法人運営事業

1 事業の概要

事業全体の管理、総合的・計画的な事業執行を行うため、組織内の連絡、調整を図り、効率的な組織管理と適正な法人運営を推進する。

平成28年度は、改正社会福祉法に対応した組織体制の強化をはかり、法人の健全経営や、地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、経営基盤の強化を図る。

2 主要な事業

(1) 役員活動

改正社会福祉法に対応した組織体制の強化を行う。

理事会、評議員会、監事会の開催を行うとともに関係団体との渉外活動を行う。

(2) 事務局活動

法人事務局として必要な人事管理、財務管理等を行う。

法人内連携の強化を図る。（課題、情報の共有）

(3) 組織強化活動

役員、地区社協等の協力を得て賛助会員の加入促進を図る。

職員資質の向上を図り組織力を高めていくために、役職員に対する研修の実施、外部研修への積極的な参加を進める。

(4) 基金管理活動

法人の円滑な運営のため、基金、積立金の確実かつ有利な運用に努める。

(5) 広報啓発活動

社協だより「せせらぎ」を年4回発行する他、ホームページによる情報発信を行う。

(6) 福祉イベントの開催

健康＆福祉まつり：活動PRと地域福祉に貢献された方々に対し顕彰を実施する。

福祉バザー：社協活動の周知と法人の自主財源を確保。

(7) 保健福祉総合センターの管理

土・日及び祝日並びに平日の17時から22時の施設管理を行う。

1 事業の概要

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、地区社会福祉協議会の活動支援とともに、地域住民やボランティアによる自発的・積極的な「ささえあいやふれあい活動」の推進を図る。また、地域包括ケア体制の構築に向け、「地域の支え合い活動」としての地区社協活動について強化を図る。

2 主要な事業

(1) 地区社会福祉協議会連絡会の運営

総会を開催し、役員研修会の実施や地区社会福祉協議会活動の活性化に向けた研修会の企画等の活動方針を確立する。

(2) 地区社会福祉協議活動への助成

社会福祉協議会会費納入額の一定割合を、活動助成として交付する。

(3) 小地域福祉活動助成事業の実施

事業実施要領に基づき次の事業を実施した場合は、申請・決定・報告により助成を行う。

① 子どもとおとしよりのふれあい活動 年間上限 20,000円

② ささえあい活動 年間上限 20,000円

③ 介護研修会・介護予防研修会 年間上限 10,000円

(4) 平成27年度で実施した「社協掲示板実態等アンケート調査」結果に基づき、取替及び補修が必要なものに対し、3か年に限って助成を行う。

(5) 地域福祉の増進に向け、地域の実情やニーズ把握を通じた関わりを始め、地区社会福祉協議会協との交流・連携を積極的に図る。

1 事業の概要

地区（町・学区）社会福祉協議会を基盤とした小地域ごとに、地域住民やボランティアが、高齢者や障害者、あるいは子育て中の親子を地域で支えるためのふれあいの場をつくり、交流の中で安心して暮らせる地域づくりにむけ、サロン活動を実施する。

2 主要な事業

(1) ふれあいいきいきサロン活動の実施

① 活動内容の充実を図るため、役員の担い手不足や活動のマンネリ化の改善に向け、研修等を通じて取組みを強化する。

② 介護保険法改正による介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への移行により、住民どうしの支え合い活動としてのサロン活動にどのように影響があるのか、引き続き情報収集を含め検討を進める。

(2) 上下地区いきいきふれあい事業の実施

上下地域において、介護予防、閉じこもり防止等を目的に、月1回ボランティアによる送迎、給食、介護、レクリエーションを実施する。

(3) 社協型活動総合推進事業（常設的なお茶の間サロン）の実施

「上辻地区」の社協型活動総合推進事業（常設的なお茶の間サロン）の指定は終了したが、身近な居場所（常設的なお茶の間サロン）を拠点に、地域住民の困りごとや生活課題を自らの力で解決するしくみについて、引き続き活動の普及啓発を図る。

音楽療法事業

地域福祉事業

1 事業の概要

音楽療法は、音楽を聴いたり、演奏することで、心や身体の健康増進を図り、音楽を使って心の豊かさや健康を回復することを援助する。

平成28年度は、介護予防領域・療法領域・生きがいづくり領域を柱とし、地域や施設・病院などと連携をとりながら、その人がその人らしく過ごせるよう援助していく。また、その担い手となるスタッフの育成にも力をいれ、より質の高い療法ができるよう展開する。

2 主要な事業

- (1) 健康維持・予防領域での取り組み（ふれあいいきいきサロン・老人クラブ）
介護予防に必要な要素を活動の中に取り入れながら実施し、心身の機能の低下を改善し、生活機能の低下を防止する。
- (2) 療法領域での取り組み（精神科領域・高齢者領域・成人領域・子ども領域）
 - ① 精神科領域 … 症状や希望などに応じて対応し、音楽による不安軽減や社会生活機能の回復を目指す。
 - ② 高齢者領域 … 心身の健康維持・促進・改善の援助、不安と不穏そして敵意の軽減を目指し、生活の質の向上に向け援助する。
 - ③ 成人領域 … 対人関係の円滑化やストレスの軽減を目指し、余暇活動としても充実できるよう勧める。
 - ④ 子ども領域 … 個々の発達に合わせながら、社会性を養うとともに、心と体の発達支援を行う。
- (3) 生きがいづくり領域での取り組み
 - ① シルバーコーラス教室 … 閉じこもり防止、社会参加の促進を図り心身の活性化を図る。
 - ② ピアノ教室 … 障がいのある人が学習できる場や、心豊かに生きがいがもてるよう、教室の充実化を図る。
- (4) その他の取り組み
 - ① せせらぎコンサート … 障がい者・健常者が発表する場を提供し、相互理解を深めるとともに、非日常的体験・達成感や満足感を他者と味わえる事を目指す。
 - ② 講演 … 音楽療法の講義を行う事で、音楽療法の理解を深め広める。
 - ③ 非常勤・ボランティア研修会 … 療法にかかるスタッフの質の向上にむけて、定期的に研修会を実施する。
- (5) 音楽療法充実 … 他職種と連携する。
- (6) 新たに音楽療法事業普及に向けたスタッフによるコンサートを実施する。

1 事業の概要

高齢者に対してその長寿を祝福し、敬老の意を表すため、敬老会の開催支援を行うとともに、市内在住で100歳の方に祝金を贈呈する。

2 主要な事業

(1) 敬老会運営の支援

市内の地区社協主催で開催される敬老会運営にかかる記念品費、会場費などについて府中市および市社協から助成支援を行う。

(2) 敬老会反省会の開催

各地区で開催された敬老会を振り返り、反省点や次年度にむけての改善点を共有することで事業の充実を図る。

(3) 100歳万歳事業

100歳を迎られる方々に祝金を贈呈し、長寿をお祝いする。

(4) 広報

広報誌、ホームページ等広報媒体を活用し、市民に事業を周知することで高齢者福祉に関心を深める機会をつくる。

1 事業の概要

暮らしの中のちょっとした困りごとを住民同士がお互いさまの気持ちで支え合う、住民による有償の日常的な生活支援サービスを提供する。

ささえあいネット「すけっとや」を市民に広く周知し、利用者の拡大に努める。そして、有償の活動を通して、日常的に支え合える、人と人とのつながりを深めていく。

2 主要な事業

(1) 市民への周知

関係機関、団体への周知を図るとともに、社協だより、ホームページを活用した市民への周知を図る。

(2) 協力員の活動支援

利用者と協力員の適切なコーディネートを行う。

活動時の協力員の安全確保に努める。

(3) 研修会及び交流会の開催

協力員の資質向上を図るために、研修会を開催する。また、必要に応じ、他市町の活動を学ぶための交流会を開催する。

1 事業の概要

ボランティア活動の総合窓口として、活動ニーズの把握、活動のコーディネートを行うとともに、ボランティアセンターの運営を行う。そして、ボランティア活動への関心を高めるために、幅広くボランティアについての周知、担い手を育成し、ボランティア活動の推進を図る。また、市町被災者生活サポートボランティアセンター立ち上げの取り組みを行う。

2 主要な事業

(1) ボランティアセンターの運営

ボランティア連絡協議会や関係団体との協働、連携を図る。

(2) ボランティアの育成と新たな人材の発掘

ボランティア養成講座を開催し、ボランティアのスキルアップや新たな人材の養成を行う。

(3) 技術ボランティアの養成

手話・要約筆記・朗読・点字の各講座を開催し、技術ボランティアの養成を図る。

(4) ボランティア活動情報の発信

社協だより、ホームページにより、活動情報を広く周知する。

(5) ボランティア活動保険の受付・加入促進

ボランティア活動中のケガ等を補償する活動保険等の加入受付を行う。

(6) ボランティアグループへの活動助成

ボランティアセンターに登録をしているグループに対し、活動に応じて活動助成を行う。

(7) ボランティア室の利用調整

ボランティアセンターに登録しているグループが必要に応じて利用できるよう、調整を行う。

(8) 市町被災者生活サポートボランティアセンターの立ち上げ

災害発生時に迅速に対応できる支援体制作りを行う。

1 事業の概要

福祉やボランティアに対する理解を深めるため、学校や関係機関・団体と協働し、福祉教育を推進する。

2 主要な事業

(1) 小・中学校への助成

① 福祉教育推進助成事業

市内の小学校児童、中学校生徒の福祉教育にかかる活動に対して、1校につき7万円を上限に助成を行う。

② 福祉教育活動特別助成事業

①以外で、学校独自で行われる福祉教育及びボランティア学習の更なる推進を支援することを目的として、1校につき3万円を上限に助成を行う。

(2) 体験学習の実施

① 中学生福祉施設体験学習

福祉についての理解と関心を深めることを目的に、中学生を対象に希望者を募り市内福祉施設で2日間の施設体験学習を行う。

② 福祉体験学習

要望に応じて、車いす体験や高齢者疑似体験、手話、点字、盲導犬学校キャラバンなど、福祉体験学習の講師派遣を行う。

(3) 福祉教育に関する情報提供

福祉教育に関するさまざまな情報を収集し、適切な情報提供を行う。

1 事業の概要

府中市からの受託事業として、府中市民生委員児童委員協議会の事務局機能を果たし、委員の活動しやすい環境づくりに努め、行政、関係機関と連携して地域に根ざした民生委員児童委員活動の支援を図る。民生委員児童委員制度発足100周年（平成29年度）の準備年度として、県民生委員児童委員協議会と連携して取り組む。

2 主要な事業

(1) 定例会議の開催

毎月1回定例会議を開催し、情報の共有、意見交換等を行う場として、各地区および行政、関係機関との連携強化を図る。

(2) 部会の活動支援

各部会の運営支援を行い、委員活動に必要な知識を得るために研修会を企画実施する。

(3) ボランティア活動の実施

市内福祉施設におけるボランティア活動を行うことにより、児童、障害者と接する機会を確保し、日常の委員活動の充実を図る。

(4) 地域実情把握調査の実施

調査を通じ、日頃の活動を振り返り整理することにより、担当地区内における支援、見守りが必要な世帯を課題別に把握し、支援活動に役立てる。

障害者社会参加促進事業

地域福祉事業

1 事業の概要

府中市からの受託事業として、障害者の日常生活及び社会生活上必要な支援事業を行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

ノーマライゼーション社会の実現に向けて、利用者の状況に応じた事業を効率的かつ効果的に実施できるよう、各事業に携わる支援者等のスキルアップを図り、障害者福祉の増進を行う。

2 主要な事業

(1) 要約筆記者派遣事業

聴覚に障害のある人などのコミュニケーション保障として、筆記通訳を希望する場合、申請により府中市に登録のある要約筆記者を派遣する。

(2) 手話通訳者派遣事業

聴覚に障害のある人などのコミュニケーション保障として、手話通訳を希望する場合、申請により府中市に登録のある手話通訳者を派遣する。

(3) 要約筆記奉仕員養成事業

聴覚に障害のある人などに、その場で言葉を文字に変えて伝えるための技術を習得し、奉仕員として福祉に理解と熱意を持って活動できる人材を育成する。

(4) 手話奉仕員養成事業

聴覚に障害のある人などに、言葉を手話で伝えるための技術を習得し、奉仕員として福祉に理解と熱意を持って活動できる人材を育成する。

(5) 朗読奉仕員養成事業

視覚に障害のある人に情報提供を行うために、音声訳の知識と技術を習得し、奉仕員として福祉に理解と熱意を持って活動できる人材を育成する。

(6) 点訳奉仕員養成事業

視覚に障害のある人に情報提供を行うために、点字の知識と技術を習得し、奉仕員として福祉に理解と熱意を持って活動できる人材を育成する。

(7) 点字・声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障害者に、点訳奉仕員、朗読奉仕員が、点字及び音声により府中市広報や必要性の高い情報等を利用希望者へ定期的に提供する。

(8) 障害者福祉機器事業リサイクル事業

不要になった福祉機器を譲り受け、それらの機器を必要とする障害者等に貸与を行い、在宅福祉の増進を行う。

(9) 重度身体障害者移動支援事業

車いす使用者等が利用できるスロープ付きの福祉車両を貸し出し、社会参加の機会を与え、またその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。

(10) 家族相談員紹介事業

精神に障害を持つ人が安心して地域生活を送れるよう、本人の生活を見守り、相談相手となりながら必要な援助を行う相談員を紹介する。

1 事業の概要

府中市からの受託事業として、障害者週間（12/3～12/9）にあわせて、市内の障害者関係団体と連携し、障害者の社会参加促進と障害者に対する理解を深めること目的とした事業を展開する。

2 主要な事業

（1）障害者週間記念事業「つなごうDay」の実施

市内の障害者関係団体で構成する実行委員会として、12月に、記念事業を実施する。

1 事業の概要

身体障害児・者や高齢者等に対し、在宅福祉の増進を図るため、福祉用具の貸出を行う。また、地域行事等に対し、地域福祉の推進を図るためにレク機材の貸出を行う。

2 主要な事業

（1）福祉用具の貸出

身体障害児・者、高齢者等に介護用ベッド・車いすなどの貸出を有償で行うことにより、日常生活の充実及び社会参加の促進、さらに家族介護者の身体的、精神的な介護負担を軽減し、在宅福祉の増進を図る。

（2）レク機材の貸出

いきいきサロンや地区社協、町内会等が開催する行事に対し、レクリエーション機材等の貸出を行う。

1 事業の概要

支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、地域の多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供にむけ、新たな介護予防・日常生活支援総合事業がスタートする。

府中市は、多様な主体による多様なサービスの提供体制を整備し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進するため、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と、コーディネーターやサービス提供主体が参画する「協議体」を設置するとしている。府中市社会福祉協議会は第1層（市域）の生活支援コーディネーター配置事業を受託し、地域におけるサービス提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たしていく。

2 主要な事業

（1）生活支援コーディネーターの役割

行政や地域包括支援センターと連携し、生活支援コーディネーターの役割である生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化を図る。

（2）支え合い体制づくりは「地域づくり」

生活支援サービスの開発は、単に「新たなサービスづくり」と捉えるのではなく、生活支援の担い手養成やネットワーク化と併せて、従来から社協が進めてきた地域福祉推進の立場から、住民主体の「地域づくり」を推進する。

1 事業の概要

一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加、障害者の地域生活への移行に伴って、地域で孤立、生活のしづらさを抱えている人が多くなっている。可能な限り住みなれた地域や在宅での生活ができるよう、認知症や障害などにより、自分ひとりでサービスの利用等の判断をすることが不安な人やお金の管理に困っている人などに対し、福祉サービスの利用申込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳等のお預かりなどの支援を行う。

2 主要な事業

(1) 福祉サービス利用援助事業の実施

一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成し、日常的金銭管理、書類等預かり、福祉サービス利用援助を行うことで自立した生活が営めるよう支援する。

(2) せせらぎ調整会議の開催

月1回、福祉サービス利用支援事業に関わる利用調整会議を開催し、職員間の情報共有、困難ケース等への対応について協議、検討を行う。

(3) 職員の資質向上

広島県社会福祉協議会等が主催する研修会へ参加し、職員（専門員、生活支援員）の資質向上を図る。

(4) 関係機関との連携

他機関との連携を強化し、事業内容の周知を図る。

(5) 広報

広報誌、ホームページ等広報媒体を活用した情報発信を行う。

1 事業の概要

認知症、知的障害及び精神障害などの理由で判断能力不十分な方に対して、府中市社会福祉協議会が成年後見人等になることにより、安心して日常生活が送ることができるよう支援する。個別的な相談援助、申立て支援にとどまらず、開かれた成年後見制度の相談窓口として、市民を対象とした定期的な相談会と、関係者を対象とした定期的な勉強会を開催する。

2 主要な事業

(1) 法人後見の受任

府中市内に在住し、判断能力不十分であり、他に適切な後見人等を得られない等、家庭裁判所が社協を成年後見人等に選任することが適切と判断する場合、受任し支援を行う。

(2) 成年後見制度相談会・勉強会の開催

毎月1回定期定な相談会を実施することにより、開かれた成年後見制度の相談窓口としての機能を果たす。また、行政、市内介護事業所、障害者相談支援事業所等の権利擁護に係る職員を対象とした勉強会を定期的に開催し、資質の向上と関係機関間の連携体制の強化を図る。

(3) 成年後見制度の申立て支援

市民、関係機関からの成年後見制度の申立て支援に関する相談に応じる。福祉サービス利用援助事業利用者の内、判断能力低下により成年後見制度への移行が適切と判断される者に対し、行政、関係機関と連携し、移行支援を行う。

(4) 「権利擁護センターせせらぎ」の広報周知

「権利擁護センターせせらぎ」が開かれた成年後見制度の相談窓口として周知されるよう、広報誌等を活用し啓発活動を行う。

生活困窮者自立支援事業

生活支援事業

1 事業の概要

府中市からの受託事業として、生活困窮者自立支援法における「自立相談支援事業」、および「家計相談支援事業」を実施する。生活困窮者の多様で複合的な課題に一元的に対応し、制度の狭間に陥らないよう広く受け止め、的確な評価・分析に基づいて支援計画を策定し、両事業を効率的、効果的に実施するとともに関係機関との調整などを行い必要なサービスの提供につなげる。また、支援を通じて「社会とのつながり」が実感できよう、「相互に支え合う」地域づくりを目指す。

2 主要な事業

(1) 自立相談支援事業

① 相談支援業務（個人へのかかわり）

複合的な課題を抱える生活困窮者は自ら支援を求めることが困難な場合も多く、アウトリーチを含めた生活困窮者の把握に努めるとともに、自立に向けた個別支援を実施し、尊厳ある生活の確保を目指す。

② 地域づくり・地域連携業務（地域社会に対する働きかけ）

生活困窮者のニーズに対応する解決策を提示するには、本人の様々な可能性が發揮でき、地域で支え合いながら生活していく「場」があることが支援の鍵となる。この為、地域で活用できる社会資源を把握し、無い場合は開発を進めていき、社会資源と連携した支援を目指すなど、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりにつなげる。

(2) 家計相談支援事業

家計収支の均等が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の「見える化」を図り、本人の生活の再生に向けた意欲を引き出したうえで、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援を行う。

(3) 他の支援事業との連携

生活福祉資金貸付事業など、各種支援策を活用する。

1 事業の概要

府中市ふくし相談センターとして、関係機関と連携して社会資源を効果的に活用し、地域住民の生活上のあらゆる悩みごとに対応できる福祉相談を実施する。

2 主要な事業

(1) 府中市ふくし相談センターの運営

① 一般相談

毎週水曜日に、生活相談員による、生活上のあらゆる悩みごと相談を実施する。

② 司法書士相談

毎月第1水曜日に、司法書士による相談を実施する。

③ 弁護士相談

毎月第3水曜日に、広島弁護士会福山地区会からの派遣で弁護士による相談を実施する。

④ 相談員研修の実施

多様化、複合化している地域住民の相談ニーズに的確に対応するため、相談員研修を実施し、資質向上に努める。

⑤ 関係機関との連携

他機関と連携を図り、地域住民の生活相談窓口としての役割を果たす。

1 事業の概要

生活上の問題を抱え緊急に経済的支援が必要となった世帯に対し、地区民児協と協働して、世帯の生活の安定、自立を図るための支援活動を行う。

2 主要な事業

(1) 生活支援のための支援金を基準に基づいて、各地区民児協へ配分する。

(2) 各地区民児協は、日常の活動の中で緊急に経済的支援が必要となった世帯に対し、生活の安定のための支援を行う。

1 事業の概要

広島県社協の受託事業として、低所得者、障害者または高齢者の経済的自立と、生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、必要な相談支援と資金の貸付を行う。

2 主要な事業

(1) 資金貸付相談

低所得者、高齢者、障害者等の生活困難者に対し、相談援助を行うとともに、県社協と連携し、生活福祉資金貸付制度により資金の貸付相談を行う。

(2) 債務相談

県社協と連携し、滞納者に対する債務相談を行うことにより、経済的自立や社会参加を促す。

(3) 関係機関や民生委員児童委員との連携

生活困難者の生活再建に向けた相談支援を行い、安定した生活を送れるよう支援するため、関係機関や民生委員児童委員との連携を強化する。

1 事業の概要

低所得世帯に対し、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、生活の窮迫の援護と、世帯の自立の援助を目的とし、必要な相談支援と資金貸付を行う。

2 主要な事業

(1) 資金貸付

予期し得ない突発的な出来事により一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯に対し、資金貸付を行い、世帯の自立を支援する。

(2) 償還期間中における相談支援

貸付者に対して、面談、電話、文書での連絡により世帯状況の把握に努め、世帯の自立のための支援を行う。

(3) 関係機関や民生委員児童委員との連携

相談から資金貸付、償還完了まで継続した支援を行い、貸付世帯が生活困窮から脱却し、安定した生活を送れるよう支援するため、関係機関や民生委員児童委員と連携を強化する。

1 事業の概要

府中市からの受託事業として、在宅介護を行っている介護者を介護から一時的に解放し、介護者のストレスの軽減、介護情報の提供などを行う。また、介護者相互の交流等により心身の元気回復を図り、在宅介護が継続できるよう支援する。

2 主要な事業

(1) 旅行などの実施

要介護認定で「要介護1」以上の人を在宅で介護している介護者を対象に、日帰り旅行などを実施する。

(2) 広報

市広報、チラシの作成、ホームページ等を活用して広報活動を積極的に行い、新規の参加者を増やす。

1 事業概要

府中市からの受託事業として、介護保険の対象とならない比較的元気な高齢者に対して、閉じこもりを防ぎ、健康維持と心身の活性化を図るために元気ふれあい通所サービス（定員20名）を実施する。利用者間の交流や介護予防につながる活動を行うとともに、個々の心身の状態観察を行い、利用者の健康維持、日常生活の改善等につなげる。

2 主要な事業

(1) 元気ふれあい通所事業の実施

疾病の予防につながるよう 看護師が個別に健康チェックを行い、体調の変化に対して支援します。利用者間の交流を大切に、体操やゲーム、創作活動等を行うことで健康維持、心身の活性化を図ります。

1 事業概要

府中市からの受託事業として、介護保険対象外の高齢世帯及び、母子もしくは父子家庭等で日常生活を営むのに支障がある場合にヘルパーを派遣し生活支援を行う。また、介護保険に該当しない業務に対し、利用者の生活の継続を支えるために社協独自のサービスを提供する。

2 主要な事業

(1) 高齢者生活管理指導員派遣事業

利用者の生活や心身の状態把握を行い健康で安定した生活、及び介護予防に資するサービスを提供する。

(2) 家庭生活支援員派遣事業

生活面で直面する諸問題への解決、精神的安定に対する支援等を行います。

(3) 府中市子育て訪問サポート事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭などに対して育児や家事の養育能力向上のための支援を行う。

(3) おまかせ事業

利用者が在宅生活を継続するために必要な支援をケアマネージャーと連絡を取りながら効果的に提供する。

1 事業概要

要介護認定を受けた高齢者が、在宅生活を維持、継続していくために身体介護、生活援助等のサービスを提供する。

2 主要な事業

(1) ヘルパーによる在宅サービスの提供

利用者が住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう質の高いサービスを提供するとともに、介護予防、日常生活支援総合事業に移行された方々に対して自立支援の視点からサービス提供を行う。

(2) 訪問介護員の資質の向上

介護予防・日常生活支援総合事業における社協介護事業の在り方について認識を深めるとともに在宅療養において訪問介護身体介護等のニーズに対応するための知識、技術の向上を図るため外部研修等への参加や内部では定期的な研修会を開催する。

(3) 関係機関、地域との連携

居宅介護支援事業所との連絡を密にとり、地域のネットワークと協働、多職種連携を図る。

1 事業概要

要介護認定を受けた方の在宅生活の継続を支援するため、心身の状況や環境、本人、家族の希望を勘案してケアプラン（居宅介護サービス計画）を作成し、効果的にサービスが提供されるように調整を行う。

2 主要な事業

（1）ケアプランの作成及び介護予防ケアマネジメントの取り組み

利用者の要望や思いを受け止め適正なケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの取り組みを進める。

（2）要介護認定調査の実施

調査対象者の生活の実態を把握ながら、きめ細やかな調査を行います。

（3）専門職としての資質の向上

職員の資質の向上を図るために個別の評価を行いながら、必要な研修会への参加及び指導を行う。

（4）関係機関、地域との連携

今後ますます重要な多職種連携に重点的に取り組む。

1 事業概要

自宅の浴槽での入浴が困難な要介護認定を受けた方に対して、入浴車で訪問し、専門職（看護師、介護士等）による入浴の介助を行う。

近年は、利用者数が減少傾向にあり、収入は減少傾向にあるが、在宅介護重視の視点から重要なサービスと位置付け実施する。

2 主要な事業

（1）訪問入浴介護利用者を増やす取り組み

在宅介護、看取りを進めていく中で在宅で療養をされている方に安心で安全な質の高い訪問入浴サービスを提供することで心身機能維持、改善といった効能についてご理解いただき、利用者数を増やす取り組みを進める。

（2）専門職としての資質向上

専門職として、知識、技術の向上を図るために、外部研修への参加や内部では定期的に研修会を実施する。

1 事業概要

ヘルパーが、障害者の方の自宅を訪問し、相談支援事業者が立てるサービス利用計画に従って、身体介護、家事援助などのサービスを提供する。

2 主要な事業

(1) ヘルパーによる在宅サービスの提供

利用者の心身の状態に配慮しながら質の高いサービス提供を行い、利用者が住み慣れた地域、在宅での生活が継続出来るよう支援する。

(2) 同行援護事業の実施

視覚障害者の方の外出時の支援で移動や情報提供、代読、代筆などの支援を行う。

(3) 専門職員としての資質の向上

専門職として知識、技術の向上を図るために、外部研修への参加や内部では定期的な研修会を実施する。

1 事業概要

自宅での入浴が困難な重度障害者に対して、入浴車で訪問し浴槽を部屋に設置して、専門職（看護師、介護士等）による入浴の介助を行う。

医療機関等との連携を図り、住み慣れた地域、在宅での生活が継続していくだけるようサービスを提供する。

2 主要な事業

(1) 障害者に対する訪問入浴介護の実施

自宅で生活されている重度障害者に対して、安心、安全で質の高いサービスを提供することで、心身機能維持、改善に努める。

(2) 専門職としての資質の向上

専門職として知識、技術の向上を図るために外部研修への参加や内部では定期的な研修会を実施する。

1 事業の概要

障害者総合支援法の生活介護事業を行う。併せて、障害のある人の預かりを中心とした日中一時支援事業と障害者サービス等利用計画作成を行う障害者相談支援事業を一体的に行う。

事業開始3年の振り返りから、特別支援学校等との連携で少数ながら重症心身障害者の利用が始まりはじめた事業の「芽だし」につながったこと、重症心身障害児（者）等を含めた障害のある人や家族が安心して暮らせる街創りの一翼を担う方向性を確認した。

一方では、人材育成に繋がる組織づくりやスタッフの確保とスキルの向上、併せて事業を継続するために必要な収入安定化のための工夫などの解決すべき課題が残されている。このため、平成28年度は以下4点の取組みの強化を図る。

- ① 当面の利用者確保
- ② 人材育成に繋がる組織体制づくり
- ③ チーム支援の再確認
- ④ 職員のスキルアップ（職業人としての対人関係や対人援助の基本、摂食・嚥下、高次脳・難病・重症心身障害児（者）への支援等）

2 主要な事業

（1）生活介護事業

主に身体障害のある人の日中の活動や介護等の支援を行う。利用状況により、無理のない範囲でその他の利用ニーズも視野に入れた工夫を検討する。

（2）日中一時支援事業

在学中の重症心身障害児の日中預かりを中心的な活動として取り組む。

受け入れにあたっては、学校卒業後当事業所の利用可能性や成人期の活動準備等も意識した対応を行う。

（3）障害者相談支援事業

基本となる相談に応じながら実施するが、福祉サービス等利用計画の作成やモニタリング等を行う。

1 事業の概要

府中市の委託事業として、府中市生涯学習センターの一室で地域の児童館として子育て支援・児童の健全育成を行う。

2 主要な事業

(1) 子育て支援の実施

就学前の乳幼児・保護者を対象に、1年間を通したカリキュラムでリズム遊びを毎週火曜日に開催する。

(2) 遊びの指導

子どもたちが遊びを通して豊かな経験と社会性の発達を援助する。

(3) 各教室の開催

工作・料理・茶道教室の開催

(4) こども太鼓の育成

活動を通して児童の健全育成を図り、府中市のイベント・福祉施設等に社会参加をする。

(5) ボランティアの育成

洋裁教室・一針会等の大人のボランティアを育成して、子どもたちへの工作指導や福祉活動に参加をする。

(6) 安全管理

府中市生涯学習センターと連携して、利用者の安全管理・子どもの育成を図る。

(7) 広報活動

たよりを毎月1回発行し、市内の幼稚園・保育所・小学校・中学校の児童に配布する。POMのホームページであさひ児童館のイベント案内をする。

1 事業の概要

指定管理者として府中市こどもの国の設置理念に基づき、子どもたちが考え・学び・遊び・ふれあいを通して健やかな成長を援助し、子ども・子育て支援を充実した運営を行う。

自然に囲まれた環境で、子どもたちが自主性と創造性を育み、郷土への愛着心を育て、遊び・出会い・居場所となり健やかな成長を育み、市民の憩いの場・ふれあう環境をつくる。

2 主要な事業

(1) 子育て支援の実施

子育て家庭の集いの場を開催し、子育て親子が気軽に集い、相互交流や子育て不安・悩みを相談できる場を提供する。子育て支援、出会いふれあいを通して育成意識の啓発を行う。

(2) 創作活動、各教室の開催

創作活動を通して創造性を育み、物づくりの喜びと感動を得る機会、楽しさ、親子のふれあいの場を提供する。

(3) プラネタリウム及び天文活動

プラネタリウムを使って宇宙に興味を抱く天文学習指導、投影や天文の相談事業を行う。

(4) 集団援助活動

日常的な自由遊び・集団遊び・伝承遊びの指導等、遊びの中から助け合い・運動に親しむ習慣を形成し子どもたちの協調性を育てる。

(5) 野外体験活動

自然体験活動の中で自然に親しみ自然を愛する気持ちを育て、協調性・創造性・忍耐力を養う。

(6) 小中高校生の居場所づくり・社会参加活動の促進

表現活動、ダンス・バンド活動等を通して小中高校生の情操を豊かにし、活動を通して府中市のイベント・福祉施設等に社会参加を促進するジュニアボランティアの育成を図り、郷土への愛着心を育てる。

(7) 児童に関する文化活動、児童の健全育成を促進する事業

児童健全育成に関する劇・講演会・コンサート・研修会・展示活動を行う。

(8) 市民の憩いの場として環境の整備

POM周辺を市民の憩いの場としての環境を提供する。

(9) 府中市こどもの国建て替え

POM府中市こどもの国建て替え計画が進行するなか、府中市の子育て支援施設・児童センターの活動プログラムを充実して新しい施設につなげ、府中市の賑わいの創出へとさらなる寄与できるように事業活動を行う。

(10) 関係諸機関との連携

平成27年度から5ヵ年計画で策定された「府中市子ども・子育て支援事業計画」の施行に、地域子育て支援の拠点として関係諸機関と連携して行う。

(11) 安全管理

府中市こどもの国施設並びに周辺一帯は、市民の憩いの場として不特定多数の利用がある中で、職員の日常的な安全管理への共通理解と研修・訓練を実施する。

施設設備の点検整備を行い、事故や防火・防災等を防止し、関係諸機関と連携して利用者等の安全管理に努める。

(12) 広報活動

たよりを毎月1回発行し、市内の幼稚園・保育所・小学校・中学校の児童に配布。

近隣の公共施設に送付する。

POMのホームページ更新、POMイベントブログの掲載。お天気カメラで水辺のプラザを載せ、市外からも府中の天気が確認できるようにしている。

(13) 共同事業

POM府中市こどもの国・あさひ児童館共同事業で、5月の児童福祉週間にキッズ・フェスタ（第26回児童館まつり）を開催する。

日本赤十字社広島県支部府中市地区

1 事業の概要

国内外における災害救護をはじめ、苦しむ人を救うために様々な支援を行うための資金源として社資募集や義援金の受付を行う。また、府中市内で災害が発生した場合は、被災者に対し救援物資を届ける。

地域住民へ日本赤十字社活動の広報を行い、社員数の増強と社資増額に努める。

2 主要な事業

(1) 社資募集の実施

国内外における災害救護をはじめ、苦しむ人を救うために様々な支援を行うための資金源として、町内会の協力のもと地域住民から社資の募集を実施する。

(2) 義援金の受付

日本赤十字社広島県支部の指示に従い、義援金の受付を行う。

(3) 救援活動の実施

府中市内で災害が発生した場合、被災者に対し救援物資等を届ける。

府中市共同募金委員会

1 事業の概要

さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援することを目的に、町内会をはじめ関係機関・団体の協力のもと、赤い羽根共同募金運動を実施する。

募金額の増加を目指し、地域住民に赤い羽根共同募金の趣旨をより理解してもらえるよう、運動を展開していく。

2 主要な事業

(1) 赤い羽根共同募金運動の展開

10月～12月に、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援することを目的に、関係機関の協力を得て、赤い羽根共同募金運動を展開する。

(2) 赤い羽根共同募金助成金事業

さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体からの申請を受け、それを審査し、地域住民から寄せられた募金の中から事業費として助成する。